

## 新居浜工業高等専門学校校章，ロゴマークに関する取扱要項

令和8年1月19日制定

(趣旨)

第1条 この要項は，新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章及びロゴマーク（以下「校章等」という。）とその使用について，必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は，別図第1のとおりとする。

(ロゴマーク)

第3条 本校のロゴマークは，別図第2のとおりとする。

(使用者の資格)

第4条 本校の校章等を使用することができる者は，次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員又は学生（以下「教職員等」という。）
- 三 本校の教職員等が結成する団体（ただし，学生の団体においては，学生団体結成願を校長に提出し，許可を受けた団体に限る。）
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の支援団体（本校後援会及び同窓会を含む。）
- 六 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 七 その他校長が校章等の使用を認め，許可した団体等

(使用範囲)

第5条 校章等の使用範囲は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の旗等の正規装飾品
- 二 本校が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- 三 本校が作成する封筒等（本校の業務で使用するものに限る。）
- 四 本校の教職員等が研究，教育及び広報活動に関連して使用するもの（ただし，学生が使用する場合は，管理及び指導する教職員を置くこととする。）
- 五 本校の教職員の名刺
- 六 その他校長が適当と認め，許可したもの

(使用者の遵守事項)

第6条 校章等の使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 校章等の形状は，原則別図第1，2に示すものとし，改変してはならない。ただし，用途により校章等に本校名称等を組み合わせて用いることができる。
- 二 校章等の色は，原則別図第1，2で定める色とする。ただし，用途により，これ以外の色を使用することができる。
- 三 校章等の使用に当たっては，本校の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

(使用申請)

第7条 校章等を使用しようとする者は、所定の申請書(別紙様式1)を提出して、校長の許可(別紙様式2)を得なければならない。

2 前項にかかわらず、第5条第1項第一号から第五号に該当する場合は、手続きを要しない。

(第三者使用の禁止)

第8条 校章等を使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 校長は、当該校章等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(事務)

第10条 校章等に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、校章等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年1月19日から施行する。

別図第1

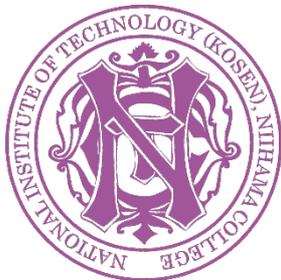


(カラー)



(モノクロ)

別図第2



※校章等と本校名を組み合わせて使用する際は、独立行政法人国立高等専門学校機構 新居浜工業高等専門学校（略称表記：国立高専機構新居浜高専）や National Institute of Technology (KOSEN), Niihama College（略称表記：NIT, Niihama College）と併せて使用することを推奨する。

(別紙様式1)

新居浜工業高等専門学校校章等使用申請書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

(申請者)

事業所又は団体名

代表者の職・氏名

印

住所又は所在地

連絡先電話番号

下記のとおり校章等を使用したいので、申請します。

なお、許可された上は、新居浜工業高等専門学校校章、ロゴマークに関する取扱要項第6条を遵守し、使用します。

記

1 使用図 ( 校章 ・ ロゴマーク ) ※使用したいものに○

2 使用の目的・方法等

3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用場所等

以上

(別紙様式2)

新居浜工業高等専門学校校章等使用許可書

年 月 日

申請者

〇〇〇〇 殿

新居浜工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました本校校章等使用について、下記のとおり許可します。

なお、使用に当たっては、新居浜工業高等専門学校校章，ロゴマークに関する取扱要項第6条を遵守願います。

記

1 使用図 ( 校章 ・ ロゴマーク )

2 使用の目的・方法等

3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用場所等

以上